

# 社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 理事並びに評議員選任規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第9条及び第15条の規定による理事並びに評議員の選任について定めるものとする。

## (選出基準)

第2条 理事及び評議員の選出基準は、次の区分によるものとする。

### (1) 理事

- ア．福祉団体(1名)
- イ．民生委員・児童委員(1名)
- ウ．福祉推進員(1名)
- エ．福祉施設(1名)
- オ．地域婦人会(1名)
- カ．行政区長(1名)
- キ．行政(1名)
- ク．学識経験者(3名)

### (2) 評議員

- ア．福祉団体(4名)
- イ．民生委員・児童委員(4名)
- ウ．人権擁護委員(1名)
- エ．保護司(1名)
- オ．ボランティア団体(1名)
- カ．シルバー人材センター(1名)
- キ．青少年健全育成会議(1名)
- ク．行政区長(4名)
- ケ．経済団体(1名)
- コ．行政(2名)
- サ．学識経験者(1名)

## (評議員の任期の特例)

第3条 評議員で役職を指定して理事会で選任された者の任期はその役職の在職期間とし、後任の評議員には新たにその職に就任した者が選任されたものとみなす。

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の選出基準については、理事は平成17年9月1日から、評議員は平成17年8月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成19年8月1日に改正し、平成19年9月1日以降の理事の任期にかかる選任から適用する。